

平成 26 年 5 月 吉日

施設長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 北 田 光 一
(公印省略)

医薬品安全管理責任者等講習会への派遣依頼について

平成 19 年 4 月以降、改正医療法により、医薬品使用時の安全管理体制充実を目的に、各医療機関に「医薬品安全管理責任者」の設置が義務づけられております。医薬品安全管理責任者に対しては、医療安全管理者のように、診療報酬上の評価はなく、またそれに伴う講習の義務づけ等也没有ありません。しかしながら、医薬品安全管理責任者の役割は極めて重く、最新の情報を入手することが責務として定められております。

本会では、法改正以来、毎年「医薬品安全管理責任者」の業務を行う上で必要とされる知識、技術等の向上を目的とした講習会を開催しております。本年は、全国 9 ヶ所、10 回の講習会を開催いたします。

今年度の講習会では、改正薬剤師法（6 月施行）への対応の他、厚生労働省による「改正薬事法」、「血液製剤の適正使用」の講義、医薬品医療機器総合機構より、医療機器関連の講義等、医薬品安全管理責任者にとって必要不可欠な最新情報を提供する充実した内容となっております。

貴施設の医薬品安全管理責任者（あるいは代理の者）の本講習会への参加について、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。